

証券コード 4599
2025年10月6日
(電子提供措置の開始日 2025年10月1日)

株 主 各 位

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目7番15号
株 式 会 社 ス テ ム リ ム
代表取締役社長CEO 岡 島 正 恒

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://stemrim.com>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東証ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名(会社名)」に「ステムリム」又は「コード」に当社証券コード「4599」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って、2025年10月21日(火曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年10月22日（水曜日）午後2時
2. 場 所 大阪府吹田市山田丘2-2
大阪大学 吹田キャンパス 銀杏会館3階 阪急電鉄・三和銀行ホール
(会場の詳細は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 第20期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議 案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年10月21日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネット等による議決権行使

インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2025年10月21日（火曜日）午後6時までに行使してくださいようお願い申し上げます。

- (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している1頁の各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 株主様でない代理人及び同伴の方など株主様以外の方は原則ご入場いただけませんのでご注意ください。
- 株主様へご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
- ・計算書類の「個別注記表」

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

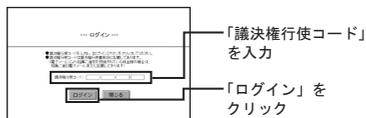
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

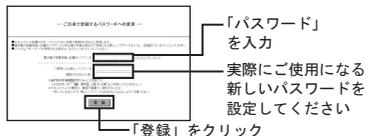
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2024年8月1日から2025年7月31日まで）における事業の概況としましては、再生誘導医薬[®]開発品レダセムチド（HMGB1より創製したペプチド医薬）について、新たな適応症での臨床治験が開始されるとともに、レダセムチドに続く第二世代の再生誘導医薬[®]TRIM3、TRIM4について、非臨床開発及びライセンスアウトに向けた事業開発活動が引き続き進捗いたしました。再生誘導医薬[®]は、従来の再生医療とは異なり、体外で人工的に培養した細胞の移植や投与を一切必要とせず、薬の投与のみにより患者体内の幹細胞を活用する方法で、損傷した組織の再生を促す全く新しい作用メカニズムに基づく医薬品です。

レダセムチドにおける治療薬開発について、これまでに栄養障害型表皮水疱症、急性期脳梗塞、変形性膝関節症、慢性肝疾患を対象とした臨床試験が進捗しており、いずれの治験においても患者に対する有効な結果が得られております。栄養障害型表皮水疱症においては、追加第Ⅱ相臨床試験が進行しており、2025年7月に患者様の組み入れが完了いたしました。本治験は難治性潰瘍を伴う栄養障害型表皮水疱症患者を対象に、レダセムチドの難治性潰瘍に対する有効性を検討することを目的としており、有効性評価の指標として、治験薬投与開始から52週以内における難治性潰瘍の閉鎖の有無を評価しております。なお、レダセムチドは2023年5月に厚生労働省より栄養障害型表皮水疱症を対象とする希少疾病用医薬品（オーファンドラッグ）指定を受けており、優先審査制度の適用を通じた早期承認が期待されます。

虚血性心筋症においては、2024年3月より第Ⅱ相医師主導治験が開始され、2024年12月に一例目の患者様へ投与が開始されました。本治験は冠動脈バイパス手術を施行した虚血性心筋症患者に対し、レダセムチド若しくはプラセボ（各10例）を5日間投与し、レダセムチドの有効性、安全性を評価することを主たる目的としています。有効性においては投与52週後の心エコーなどによる各種心機能検査等について評価することを予定しております。

急性期脳梗塞においては、グローバル後期第Ⅱ相試験が進行しており、2025年3月に上市後に幅広い患者層への投与を可能にするため、中間解析を実施し、血管内再開通療法が実施できない急性期脳梗塞患者を対象とする新たなコホートを追加することにいたしました。また、本中間解析の結果、レダセムチド（1.5mg/kg）群については治験を継続し、レダセムチド（0.75mg/kg）群については治験を中止することとなりました。今後、追加

コホートも含め目標症例数を再度設定いたしますが、低用量群の中止により治験組入れの必要症例数が削減されることから、治験期間の延長には至らない見込みです。今回の中間解析結果は急性期脳梗塞における本剤の治験において極めて重要な意義を持つものであると認識しております。

レダセムチドに続く新規再生誘導医薬[®]候補物質の探索プロジェクトについて、次世代の開発候補品選定に向けた積極的な研究開発投資を続けながら候補物質スクリーニングを多面的に展開してきたことで、これまでに顕著な活性を有する新規候補化合物（TRIM3、TRIM4）を同定するに至っております。次世代の再生誘導医薬[®]TRIM3、TRIM4はレダセムチドと同様に抹消血中の間葉系幹細胞を増加させることで、組織損傷を伴う幅広い疾患に対する組織再生を誘導します。当事業年度においては、各疾患モデル動物での実験データを着実に蓄積し、ライセンスアウトに向けた事業開発活動が引き続き進捗いたしました。

このような状況のもと、当事業年度の事業収益はなし（前事業年度の事業収益はなし）となりました。営業損益については、事業推進のための研究開発費1,394,651千円を含む、事業費用1,971,532千円を計上した結果、1,971,532千円の営業損失（前事業年度は2,076,084千円の営業損失）となりました。経常損益については、営業外収益1,113千円、営業外費用24千円を計上した結果、1,970,444千円の経常損失（前事業年度は2,077,872千円の経常損失）となりました。また、特別利益42,870千円、特別損失210千円を計上した結果、当期純損失は1,929,437千円（前事業年度は2,022,166千円の当期純損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は44,175千円であり、主なものは、建物附属設備の導入費用であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する再生医薬品分野は、世界的にも普及段階まで至っておらず、このような最先端医療分野は環境変化のスピードが極めて早いと考えられ、潜在的な競争相手に先行し、他社を上回るスピードで開発を進める必要性があります。

このような経営環境のもと、当社が対処すべき当面の課題としては、主に下記①～④があります。

① 既存事業の展開支援と新規事業の開発推進

レダセムチドについては、塩野義製薬への導出が完了していることから、今後も引き続き、導出先企業による臨床開発が滞りなく進められ、さ

らに、将来幅広い適応症に対して開発が展開されるよう、導出先企業に対する側面支援を継続していくことが、当社の重要な役割であると考えております。また、栄養障害型表皮水疱症、急性期脳梗塞、虚血性心筋症、変形性膝関節症、慢性肝疾患を対象とした臨床開発に対する継続的な支援も、引き続き、当社の重要な役割であると認識しております。

レダセムチド以外の再生誘導医薬[®]候補品については、再生誘導医学協働研究所における産学連携による大阪大学をはじめとした各大学とのコラボレーションの推進、動物実験施設の拡充など、次世代の開発候補品選定に向けた積極的な研究開発投資を続けながら候補物質スクリーニングを多面的に展開してきたことで、これまでに顕著な活性を有する複数の新規候補化合物を同定するに至っております。それらの再生誘導医薬[®]開発候補品の導出活動を促進し、新たな事業提携に繋げていくことが、今後の当社の重要な経営課題であると考えております。

② 臨床応用の加速

再生誘導医薬[®]は生体内に存在する間葉系幹細胞を活性化することにより、損傷組織の機能的再生を促進しますが、生体内における間葉系幹細胞については、正確な局在、機能、性質、種類など不明な点も数多く存在します。

一方で、大阪大学と当社はこれまで10年以上にわたり、再生誘導医薬[®]の共同研究を続け、数多くの知見やノウハウを手にかけています。また、これらの知見を利用し、これまでに栄養障害型表皮水疱症、急性期脳梗塞、虚血性心筋症、変形性膝関節症、慢性肝疾患の臨床治験が実施されております。10年以上にわたり大阪大学と当社が蓄積してきた基礎研究の膨大なデータと臨床研究及び治験のデータの相互評価及び相互利用によって、さらに研究開発を加速させていくことが、今後の当社の重要な経営課題であると考えております。

③ 研究助成金の獲得

医薬品の研究開発には、多額の先行投資が必要とされ、同時に少なからぬ開発リスクが伴います。当社では、プロジェクトが非臨床試験若しくは早期臨床開発段階に達した時点で、製薬企業との提携若しくは候補品の導出を行い、比較的早期に自社の開発費負担を低減させることを基本戦略としておりますが、それでもなお、候補物質スクリーニング法の開発と薬効メカニズム検討のための基礎研究、候補化合物の探索研究、パイロット製造、薬効薬理・安全性試験など、臨床試験に至るまでの過程で多大な研究開発費を自社で負担する必要が生じます。

これまで当社は、公的研究助成金を積極的に活用することで、これらリスクの高い早期探索研究に要する研究開発費の負担を補ってまいりました。既存プロジェクトの導出が完了し、今後、探索研究段階にある新規プロジェクトの数が増加していくことから、引き続き、公的研究助成金を

積極的に獲得し活用していくことが、当社の重要な経営課題であると認識しております。

④ 優秀な人材の育成及び獲得

当社が取り組む再生誘導医薬[®]の分野は、今後、国内外バイオ・製薬企業との競争が激化することが予想され、より一層の研究開発の加速と競合他社との差別化が必要になると考えております。そのため、独創的な研究活動を支える優秀な研究人材の育成及び獲得は、当社の喫緊の経営課題であると認識しております。また、当社においては、従業員を対象にストック・オプションとしての新株予約権を付与するなど、研究進捗に対するインセンティブ報酬制度を取り入れておりますが、これらを継続して実施することは経営課題解決に向けた重要な施策であると認識しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第17期 2022年7月期	第18期 2023年7月期	第19期 2024年7月期	第20期 (当事業年度) 2025年7月期
事業収益(千円)	22,976	2,350,000	—	—
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△1,948,307	168,350	△2,022,166	△1,929,437
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△32.92	2.80	△32.98	△31.16
総資産(千円)	9,597,373	10,706,482	9,080,415	7,518,659
純資産(千円)	9,404,943	10,370,460	8,894,534	7,314,229
1株当たり純資産額(円)	143.32	151.05	123.20	94.33

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社が創業以来、その実現を目指し研究開発に取り組んできた「再生誘導医薬[®]」は、怪我や病気により損傷し機能を失った生体組織の機能的再生・治癒を促進する、唯一無二の新しい作用メカニズムにもとづく再生医療の医薬品です。

再生誘導医薬[®]は、従来型の再生医療／細胞治療とは異なり、生きた細胞の投与を必要とせず、物質＝医薬品の投与によって、患者自身の体内に存在する幹細胞を活性化する方法で、より簡便かつ安全に、治療効果の高い再生医療を実現します。再生誘導医薬[®]開発により、細胞製剤では難しい安定した品質による迅速な再生医療を実現する製品供給が可能となることから、広く普及可能な新しい再生医療となり得ます。

再生誘導医薬[®]の投与によって患者の体内で誘導される幹細胞は、血液循環を介して体内を巡り、損傷した組織に集積します。この幹細胞は、神経や皮膚、骨、軟骨、筋肉、血管など、様々な種類の組織に分化する能力を有するため、組織損傷を伴うような多様な疾患に対して幅広い治療効果をもたらすことが期待されます。

当社で最も開発の進む医薬候補品は再生誘導医薬[®]開発品レダセムチドであり、現在、5つの適応症に対して臨床試験が実施されております。当該開発品をはじめとして、当社はこれまでの研究開発活動を通じて、複数の疾患に対する複数の研究開発パイプライン（医薬品候補群）を保有しており、再生誘導医薬[®]の実用化に向けた多面的・多層的な創薬研究開発事業を展開しております。

(8) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社 ・ 彩 都 ラ ボ	大阪府茨木市
再生誘導医学協働研究所	大阪府吹田市
大 阪 大 学 ラ ボ	大阪府吹田市
東 京 事 務 所	東京都港区

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
45名 (24名)	1名増 (3名減)

(注) 従業員数は、就業員数（執行役員、契約社員、常用パートを含む。）であります。なお、臨時雇用者数（派遣社員）は、（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年7月31日時点）

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 62,136,079株（自己株式121株を除く）
 (3) 株主数 22,373名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
玉井 克人	9,852,000株	15.9%
玉井 佳子	5,400,000	8.7
富田 憲介	5,014,500	8.1
塩野義製薬株式会社	4,650,000	7.5
五味 大輔	3,535,000	5.7
山崎 尊彦	2,410,000	3.9
みやこ京大イノベーション投資事業有限責任組合	1,943,200	3.1
金崎 努	1,724,200	2.8
岡島 正恒	721,700	1.2
有限会社イー・シー・エス	717,000	1.2

（注）持株比率は自己株式（121株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

当社は、取締役に対して株式保有を通じて株主の皆様との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く。）	425,000株	2名
社外取締役	—	—
監査役	50,000	3

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

項 目		第7回新株予約権 (イ)	第8回新株予約権 (ウ)	第9回新株予約権 (ア)
発行決議日		2018年4月27日	2019年3月14日	2020年3月11日
新株予約権の数		930個	1,432個	13,842個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 279,000株	普通株式 429,600株	普通株式 1,384,200株
新株予約権1個当たりの発行価額		無償	無償	無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		1株につき300円	1株につき300円	1株につき407円
新株予約権の行使期間		自 2019年10月27日 至 2027年10月26日	自 2020年10月26日 至 2028年10月25日	自 2022年3月13日 至 2030年3月11日
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	—	201個(1名) 60,300株	3,000個(1名) 300,000株
	社外取締役	—	—	—
	監査役	50個(1名) 15,000株	—	780個(2名) 78,000株

項 目		第9回新株予約権 (ウ)	第9回新株予約権 (キ)	第10回新株予約権 (ア)
発行決議日		2020年5月14日	2020年9月4日	2021年7月8日
新株予約権の数		6,984個	280個	13,050個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 698,400株	普通株式 28,000株	普通株式 1,305,000株
新株予約権1個当たりの発行価額		無償	無償	無償
新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額		1株につき547円	1株につき974円	1株につき775円
新株予約権の行使期間		自 2022年5月16日 至 2030年5月14日	自 2022年9月24日 至 2030年9月23日	自 2023年7月10日 至 2031年7月8日
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	1,500個(1名) 150,000株	—	3,000個(1名) 300,000株
	社外取締役	—	180個(1名) 18,000株(注)	400個(2名) 40,000株
	監査役	200個(1名) 20,000株	—	1,000個(3名) 100,000株

項 目	第12回新株予約権	第14回新株予約権	第16回新株予約権	
発 行 決 議 日	2022年8月18日	2023年9月13日	2024年7月25日	
新 株 予 約 権 の 数	860個	990個	2,850個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 86,000株	普通株式 99,000株	普通株式 285,000株	
新 株 予 約 権 1 個 当 たり の 発 行 価 額	無償	無償	無償	
新 株 予 約 権 1 個 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	1株につき894円	1株につき798円	1株につき457円	
新株予約権の行使期間	自 2024年8月20日 至 2032年8月18日	自 2025年9月15日 至 2033年9月13日	自 2026年7月27日 至 2034年7月25日	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	130個(1名) 13,000株	260個(2名) 26,000株	1,500個(2名) 150,000株
	社 外 取 締 役	600個(2名) 60,000株	600個(2名) 60,000株	600個(2名) 60,000株
	監 査 役	—	—	—

(注) 当社取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2025年7月31日時点）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長CEO	岡 島 正 恒	
取 締 役 C S O	玉 井 克 人	
取 締 役	澤 井 典 子	NTTプレジジョンメディシン(株)メディカルサービス事業部 新規事業推進室長 (株)サンシェフレラ 代表取締役 認定NPO法人deleteC 理事
取 締 役	永 井 宏 忠	(株)京屋 取締役 (株)ボル・メド・テック 取締役 PRDM(株) 取締役 リージョナル・フィッシュ(株) 監査役 百三総研(株) 代表取締役 (一社)岐阜市薬剤師会 理事
常 勤 監 査 役	久 渡 庸 二	
監 査 役	水 上 亮 比 呂	水上亮比呂公認会計士事務所 代表 (株)レックスアドバイザーズ 取締役 工藤建設(株) 監査役
監 査 役	島 田 洋 一 郎	

- (注) 1. 取締役澤井典子氏及び永井宏忠氏は、社外取締役であります。
2. 監査役久渡庸二氏、水上亮比呂氏及び島田洋一郎氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役澤井典子氏及び永井宏忠氏並びに、監査役久渡庸二氏、水上亮比呂氏及び島田洋一郎氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役水上亮比呂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2024年10月24日をもって、富田憲介氏は取締役を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役澤井典子氏及び永井宏忠氏並びに監査役久渡庸二氏、水上亮比呂氏及び島田洋一郎氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等		
			ストック・ オプション	譲渡制限付株式	
取締役 (うち社外取締役)	315,933 (22,904)	56,850 (3,600)	62,704 (19,304)	189,774 (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	30,696 (30,696)	9,600 (9,600)	— (—)	21,096 (21,096)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	346,629 (53,600)	66,450 (13,200)	62,704 (19,304)	210,871 (21,096)	8 (5)

(注) 1. 非金銭報酬等は、当事業年度において費用計上した金額を記載しております。
2. 上表には、2024年10月24日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する具体的な方針は定めておりませんが、当社のような研究開発が先行し、収益化までに中長期の期間を要する事業を行う上では、短期的な業績追求よりも、中長期で見た企業価値の向上を目指すインセンティブと主たる報酬体系が望ましいものと考えております。したがって、当社では、主に中長期の継続的な企業価値向上や株主利益につながるよう、役員の報酬構成等を決定しており、現在の報酬体系は、固定報酬を基本とし、長期的な取締役及び監査役へのインセンティブとして、譲渡制限付株式報酬制度及びストック・オプション報酬制度を導入しております。短期の業績により変動する業績連動報酬は導入していません。

また報酬水準としては、職務内容や貢献度を踏まえつつ優れた人材を確保するために競争力のある報酬水準とすることを基本と考えております。

取締役の報酬等の額は、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で代表取締役岡島正恒にて各役員の職務の内容、実績・成果などを勘案して個人別の取締役報酬の具体的な支給額、支給時期等を示した報酬案を作成し、本報酬案を基に取締役会にて決定しております。代表取締役に報酬案の作成を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が最も適しているためです。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項及び非金銭報酬等の内容

当社の取締役の報酬限度額は、2017年10月26日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。また当社は、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図り、将来的な時価総額向上へのインセンティブを高めるとともに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度及びストック・オプション報酬制度を定めております。譲渡制限付株式報酬につきましては、上記の報酬及び後述のストック・オプション

ョン報酬とは別枠にて定めており、2021年10月27日開催の定時株主総会において、発行又は処分する譲渡制限付株式報酬の金額の上限は年額300百万円（うち社外取締役60百万円）、発行又は処分する株式数の上限は500千株（うち社外取締役は100千株）とする旨のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）です。ストック・オプション報酬につきましては、上記の報酬及び譲渡制限付株式報酬とは別枠にて定めており、2021年10月27日開催の定時株主総会において、発行又は処分するストック・オプション報酬の金額の上限は年額150百万円（うち社外取締役30百万円）、発行又は処分する株式数の上限は300千株（うち社外取締役は60千株）とする旨のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は2名）です。

当社の監査役の報酬限度額は、2019年10月24日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）です。また、当社は、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図り、将来的な時価総額向上へのインセンティブを高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度及びストック・オプション報酬制度を定めております。譲渡制限付株式報酬につきましては、上記の報酬及び後述のストック・オプション報酬とは別枠にて定めており、2021年10月27日開催の定時株主総会において、発行又は処分する譲渡制限付株式報酬の金額の上限は年額30百万円、発行又は処分する株式数の上限は50千株とする旨のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）です。ストック・オプション報酬につきましては、上記の報酬及び譲渡制限付株式報酬とは別枠にて定めており、2021年10月27日開催の定時株主総会において、発行又は処分するストック・オプション報酬の金額の上限は年額150百万円、発行又は処分する株式数の上限は30千株とする旨のご承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は3名）です。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

取締役澤井典子氏は、NTTプレジジョンメディシン株式会社メディカルサービス事業部新規事業推進室長、株式会社サンシェフレア代表取締役及び認定NPO法人deleteC理事であります。なお、当社と各兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

取締役永井宏忠氏は、株式会社京屋取締役、株式会社ボル・メド・テック取締役、PRDM株式会社取締役、リージョナル・フィッシュ株式会社監査役、百三総研株式会社代表取締役及び一般社団法人岐阜市薬剤師会理事であります。なお、当社と各兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

監査役水上亮比呂氏は、水上亮比呂公認会計士事務所代表、株式会社レ

ックスアドバイザーズ取締役及び工藤建設株式会社監査役であります。なお、当社と各兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	澤井典子	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、バイオ・ヘルステクア分野における長年の知見及び、各省庁、製薬企業、アカデミア等への幅広いネットワークを通じた見識のもと、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の事業戦略、研究開発業務全般にわたり発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
	永井宏忠	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、薬事承認業務から得た豊富な経験と高い見識に基づき、独立的な立場で経営の監督を行い、当社の研究開発、事業開発全般にわたり発言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
社外監査役	久渡庸二	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会15回のすべてに出席し、事業開発、マーケティング業務における経験により培われた、業界特有の商慣習に精通した視点のもと、企業経営全般にわたり、中立的かつ客観的な立場で適宜適切な発言を行っております。他の監査役と連携してコンプライアンスの観点から社内規則や、研究開発計画についての確認・意見表明を行っております。
	水上亮比呂	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会15回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的な知識及び、実務経験により培われた経営及び会計に対する高い見識のもと、企業会計全般にわたり中立的かつ客観的な立場で適宜適切な発言を行っております。他の監査役と連携して、適正な会計処理のあり方や、牽制機能向上の観点から企業経営における監査・監督について確認・意見表明を行っております。
	島田洋一郎	当期開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会15回のすべてに出席し、金融機関等において培われた実務経験及び内部監査等に係る幅広い知識により培われた、内部監査人としての視点のもと、企業経営全般にわたり、中立的かつ客観的な立場で適宜適切な発言を行っております。他の監査役と連携してコンプライアンスを含めたりスク管理について確認・意見表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があると判断した場合には、会社法第340条の規定に基づき、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会による決議の内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 取締役及び使用人は、その職務の遂行に当たり、コンプライアンス体制に係る規程を、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ロ 法令等遵守の統轄組織として、リスク・コンプライアンス委員会を置き、法令遵守体制の整備及び維持を図る。
- ハ 法令上疑義のある行為等については従業員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を設置・運営する。
- ニ 内部監査人は、別に定める「内部監査規程」に基づき各部門の業務執行及びコンプライアンス状況について定期的に内部監査を行い、その結果を代表取締役に報告する。また、内部監査人は、監査役の独立性に支障が生じない範囲において、監査役と連携するよう努力し、監査の合理性確保に努める。
- ホ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制を整備・運用し、適切に評価を行う。
- ヘ 監査役は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 取締役の職務遂行に係る情報については、法令、「記録管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行う。
- ロ 監査役会又は監査役が要求した場合、当該文書を速やかに閲覧に供する。
- ハ 当社は、機密情報につき「機密情報管理規程」を制定し、当社の機密情報の管理・保全について定め、企業秘密の漏えい防止体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、企業活動に影響を及ぼすおそれのあるリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督する。
 - ロ 取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - ハ 別に定める「職務権限規程」に基づき、迅速効率的な業務執行を図る。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役は、その職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）の業務執行者からの独立性の確保に努めなければならない。
- ⑥ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 補助使用人の独立性の確保のため、補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得る。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 監査役は取締役会のほか、必要に応じて重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
 - ロ 取締役は、取締役会において担当する業務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
 - ハ 使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や、重大な法令又は定款違反事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
 - ニ 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境設備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互意識を深めるように努める。
 - ロ 取締役及び使用人は、監査役が別に定める「監査役監査規程」に基づき、監査を行う場合にはこれに協力する。
 - ハ 監査役の職務の執行について生じる費用等、所要費用の請求を監査役から受けたときは、当社は監査役の職務執行に明らかに必要でないこと認められる場合を除き、その費用を負担する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力とは、合法的であるか否かを問わず、また名目の如何を問わず、一切の関係を持たず、また取引を行わないことを基本的な考え方としております。

当該考え方及び「反社会的勢力対策規程」に基づき、反社会的勢力及び団体と一切の関係を排除するための以下の社内体制を整備・運用しております。

- ・反社会的勢力への対応部署、不当要求防止責任者の設置及び講習等の受講
- ・不当な金銭等の要求に関する外部機関への届出ルールの設定
- ・取引に際しての「日経テレコン」その他インターネット検索等に基づく反社会的勢力チェックの実施

(2) 業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要

当社は、上記の整備方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。

当事業年度におきましては、取締役会は14回開催され、社外取締役及び監査役が出席し、取締役の職務執行が法令及び定款に適合し適切かつ効率的に実施されるよう監督を行うとともに、必要に応じて適宜意見を述べております。

監査役会は監査方針及び監査計画を策定し、取締役会への出席を通じて取締役の職務執行の状況を監督するとともに、各取締役との面談、稟議書等の重要書類の閲覧、会計監査人及び内部監査人からの意見聴取、情報交換を行い、取締役及び使用人の職務執行の状況を監査しております。

内部監査人は、監査計画に従う各部署への監査を通じて、使用人の職務遂行が法令、社内規程等に従って適切に実施されていることについて監査を行いました。必要に応じて改善指示等を行うなど、より適切な業務の実施に向けて活動を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主への利益還元については、重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ、剰余金の分配を検討する所存であります。当面は、多額の先行投資を行う研究開発活動の継続的かつ計画的な実施に備えた資金の確保を優先し、配当は行わない方針であります。

なお、配当を行う場合につきましては、期末配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は取締役会決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,325,049	流動負債	87,884
現金及び預金	6,994,592	未払金	28,211
貯蔵品	16,721	未払費用	24,614
前払費用	199,827	未払法人税等	3,630
その他	113,907	前受金	27,126
		預り金	4,301
固定資産	193,610	固定負債	116,545
有形固定資産	180,229	資産除去債務	108,553
建物	176,665	繰延税金負債	7,992
工具器具備品	3,563	負債合計	204,430
車両運搬具	0	(純資産の部)	
無形固定資産	2,300	株主資本	5,861,503
ソフトウェア	2,300	資本金	10,000
投資その他の資産	11,080	資本剰余金	9,634,875
長期前払費用	2,678	資本準備金	9,634,875
敷金及び保証金	8,402	利益剰余金	△3,783,253
		その他利益剰余金	△3,783,253
		繰越利益剰余金	△3,783,253
		自己株式	△118
		新株予約権	1,452,725
		純資産合計	7,314,229
資産合計	7,518,659	負債・純資産合計	7,518,659

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
事業収益		—
事業費用		
研究開発費	1,394,651	
販売費及び一般管理費	576,881	1,971,532
営業損失		1,971,532
営業外収益		
受取利息	22	
補助金収入	42	
物品売却益	463	
還付金収入	579	
雑収入	5	1,113
営業外費用		
為替差損	4	
撤去費用	20	24
経常損失		1,970,444
特別利益		
固定資産売却益	20	
新株予約権戻入益	42,850	42,870
特別損失		
固定資産売却損	140	
固定資産除却損	70	210
税引前当期純損失		1,927,784
法人税、住民税及び事業税	3,633	
法人税等調整額	△1,980	1,652
当期純損失		1,929,437

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	10,750	9,422,825	9,422,825	△1,853,816	△1,853,816
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	105,650	105,650	105,650		
減 資	△106,400	106,400	106,400		
当期純損失(△)				△1,929,437	△1,929,437
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△750	212,050	212,050	△1,929,437	△1,929,437
当 期 末 残 高	10,000	9,634,875	9,634,875	△3,783,253	△3,783,253

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△118	7,579,640	1,314,893	8,894,534
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行		211,300		211,300
減 資		—		—
当期純損失(△)		△1,929,437		△1,929,437
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			137,831	137,831
当期変動額合計	—	△1,718,137	137,831	△1,580,305
当 期 末 残 高	△118	5,861,503	1,452,725	7,314,229

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年9月17日

株式会社ステムリム
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	浦	大
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	尾	志 都

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ステムリムの2024年8月1日から2025年7月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月17日

株式会社ステムリム 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 久 渡 庸 二 ㊞

監査役（社外監査役） 水 上 亮比呂 ㊞

監査役（社外監査役） 島 田 洋一郎 ㊞

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の執行役員、従業員及び社外協力者のうち当社の取締役会が認めた者（以下「付与対象者」という。）に対し、下記の要領にて、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、新株予約権は無償で発行しますが、新株予約権者がその権利を行使する場合は、後記の行使価額の払込みが必要となります。

1. 新株予約権を特に有利な条件で発行する理由

当社の研究開発の進展に対する貢献意欲や士気を高めることにより、より企業価値向上に資することを目的として、インセンティブ報酬としてストック・オプションを付与するため、特に払込金額無償にて発行するものといたします。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の執行役員、従業員及び社外協力者のうち当社の取締役会が認めた者

(2) 新株予約権の数

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数は8,000個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は、会社の普通株式とする。

本新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

なお、上記のほか、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以

下「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整が必要な場合には、当社は、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(4) 新株予約権の発行価額

新株予約権の発行価額は無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、その行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に1.025を乗じた金額（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお割当日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合、又は自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当普通株式数}}$$

- ③ 上記の算式において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「割当普通株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- ④ 割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日から2年を経過した日より割当決議の日後10年を経過する日までの間で別途取締役会にて定めるものとする。ただし、権利行使期間の最終日が銀行休業日に当たるときは、その前営業日が最終日となる。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員又は社外協力者のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。ただし、相続人から申請があり取締役会が承認すればこれを行行使できる。
- ③ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が上記(7)に規定する行使の条件に該当しなくなったことにより権利を行行使できなくなった場合又は権利を放棄した場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- ③ 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償にて消却することができるものとする。
- ④ 新株予約権の行使に際し、租税特別措置法第29条の2に基づき租税優遇措置を受ける場合、本要項の他の条項に定める他、以下の各号にすべて従うものとする。
 - ア) 新株予約権の行使に係る(5)に定める行使価額の1年間の合計額は1,200万円を超えてはならない。
 - イ) (5)に定める行使価額は、新株予約権の割当契約時における会社の株式1株当たりの価額に相当する金額以上でなければならない。
 - ウ) 新株予約権者は、新株予約権の行使により取得する株式については、会社と証券業者又は金融機関において政令で定めるもの（以下「証券業者」という。）との間であらかじめ締結される株式の保管の委託又は管理及び処分に係る信託（以下「管理等信託」とい

う。)に関する取り決めに従って、政令で定めるところに従い、当該株式取得後ただちに会社を通じて、当該証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行うものとする。なお、係る証券業者等については追って会社より新株予約権者に通知する。

エ) その他租税優遇措置を受けるために法令上要求されるすべての要件に従わなければならない。

(9) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 株式交換・株式移転時等の新株予約権の処理の方針等

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計

画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数」等に準じて合理的に決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に基づいて調整された行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の開始日又は組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「(6) 新株予約権の権利行使期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記「(8) 新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定する。

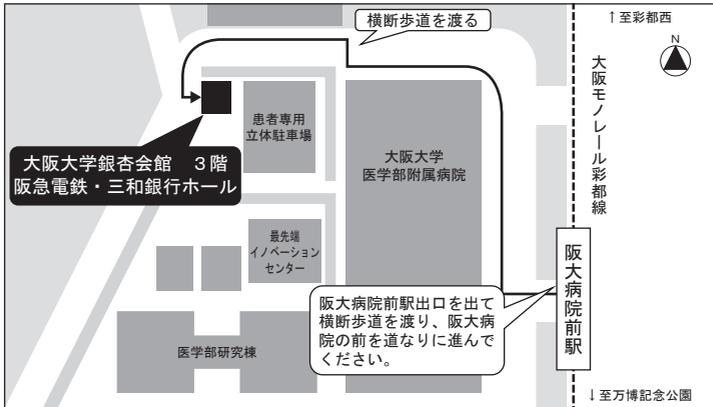
(12) 新株予約権の割当日

別途取締役会が定める日とする。

(注) 新株予約権の具体的な発行内容及び割当ての条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定する。

以 上

株主総会会場ご案内



住 所：〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2-2
TEL：072-648-7152（代表）



※1階入り口入って右横のエレベーターより3階にお上がりください。

アクセス：

- ・大阪モノレール彩都線「阪大病院前駅」より徒歩7分
- ・阪急京都本線「茨木市駅」から近鉄バス「阪大本部前行」に乗車。
「阪大医学部病院前」下車、徒歩5分
- ・北大阪急行電鉄「千里中央駅」から阪急バス「阪大本部前行」に乗車。
「阪大医学部病院前」下車、徒歩5分

当日ご来場いただいた株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。